明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委二九）　一
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同三〇）　一
○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件（同三一）　二
○除籍が滅失した件（法務二八二、二八三）　二
○日本国に帰化を許可する件（同二八四）　二
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産二三六五）　三
○出願公表後に名称変更がなされた件（同二三六六）　六
○昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示の一部を改正する件（国土交通七九七）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同七九八）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同七九九）　七
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁一六〇）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一五三～一五五）　七
○海上における射撃訓練等を実施する件（同一五六、一五七）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局三六〇）　八

〔国会事項〕

内閣　内閣府

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、犯罪被害財産支給手続終了決定、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

防衛省共済組合定款の一部変更関係

会社その他

告示

○国家公安委員会告示第二十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十五年七月二十三日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月十二日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N13—50	ヤマハパス X932	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N13—51	電動アシスト自転車「エアロアシスタント」 TB206W—SUS	株式会社東部 愛知県名古屋市東区白壁四丁目45番地
交　N13—52	NMA03 ENMA03	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　N13—53	中津川サイクル NK—26S	株式会社中央物産 岐阜県中津川市駒場1666—3437
交　N13—54	電動アシスト自転車26インチ KH—DCY05	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598—11
交　N13—55	電動アシスト自転車27インチ KH—DCY06	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598—11
交　N13—56	イーサーブ・エアリー OP—LFM37	株式会社ウーブスタイル 群馬県伊勢崎市馬見塚町3284番地８
交　N13—57	電動アシスト自転車 TASKAL—Cute	神田無線電機株式会社 東京都港区芝２丁目７番17号住友芝公園ビル15階
交　N13—58	電動アシスト自転車 TASKAL—Cute—W	神田無線電機株式会社 東京都港区芝２丁目７番17号住友芝公園ビル15階

○国家公安委員会告示第三十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十五年七月二十三日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月十二日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司